第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

町その他の防災関係機関(以下、本節中「防災関係機関等」という。)は、職員に対して 防災教育を実施するとともに、広く町民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の 普及及び徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十 分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識の普及計画の作成

防災関係機関等は、防災業務に関する事項について、年度当初において防災知識普及計画 の作成に努め、その積極的な活用を図る。

- 2 職員に対する防災教育
- (1) 防災関係機関等は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会、検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災知識の普及及び徹底を図る。
- (2) 防災教育は、次の事に重点をおいて実施する。
 - ① 防災対策関係法令
 - ② 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
 - ③ 災害に関する基礎知識
 - ④ 災害を防止するための技術
 - ⑤ 住民に対する防災知識の普及方法
 - ⑥ 災害時における配備体制、業務分担の確認
- 3 町民に対する防災知識の普及
- (1) 防災関係機関等は、次の方法等を利用して防災知識の普及を推進する。
 - ① 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
 - ② インターネット及び広報誌の活用

- ③ 起震車等による災害の疑似体験
- ④ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- ⑤ 防災関係資料の作成及び配布
- ⑥ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映及び貸出
- ⑦ 自主防災活動に対する指導
- ⑧ 登山(スキーにおけるコース外滑走など登山に準じる行為を含む)における必要な装備等の用意、登山者カード(登山計画書)の提出
- (2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。
 - ① 町計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
 - ② 気象警報、避難勧告等の意味及び内容
 - ③ 平常時における心得
 - ア 地域の危険箇所や避難場所、避難道路等を確認する。
 - イ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品 (救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備を行う。
 - ウ いざというときの対処方法を検討する。
 - エ 防災訓練等へ、積極的に参加する。
 - オ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - カ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。
 - ④ 災害時における心得及び避難方法
 - ⑤ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
 - ⑥ 災害危険箇所に関する知識
 - ⑦ 過去における主な災害事例
 - ⑧ 災害に関する基礎知識
 - ⑨ 火山に関する知識及び火山災害の特性
 - ⑩ 噴火警報、噴火警戒レベル、避難指示等火山災害対策に係る用語の意味
 - ① 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
 - ② 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
- (3) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共 団体等の負担となることから、支援にあたっては、現地のニーズを踏まえた上で行うように するなど、被災地支援に関する知識を整理し、その普及に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

町は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。また、生涯学習活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。

5 事業所における防災知識の普及

大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災意識が高まるよう、事業所単位で防災マニュアル等の作成と啓発に努める。

6 防災文化の継承

防災関係機関は、地震災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで高め、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 町及び県は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成及び強化を図る。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 町及び県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 町は、町内の一定の地区内の住民等から町防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案 を受けたときは、その必要性を判断した上で、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 自主防災組織の育成強化

- 1 自主防災組織の結成促進及び育成
- (1) 町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の育成に努める。
- (2) 研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。
- (3) 自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導等を行う。
- 2 自主防災組織の活動

自主防災組織が効果的な活動を行えるよう、あらかじめ自主防災組織が実施する活動を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

- (1) 平常時の活動
 - ① 防災知識の普及
 - ② 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
 - ③ 情報の収集・伝達体制の確立
 - ④ 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
 - ⑤ 防災用資機材等の備蓄及び管理
 - ⑥地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築
- (2) 災害時の活動
 - ① 震度5弱以上の地震発生時等、地域内の被害状況等の情報収集及び報告
 - ② 住民に対する避難勧告等の伝達及び確認
 - ③ 災害時要配慮者等の安否確認及び避難誘導
 - ④ 出火防止及び初期消火
 - ⑤ 救出、救護活動の実施及び協力

⑥ 炊き出し及び救援物資等の配分に対する協力 〔資料編 2-2-1 自主防災組織一覧表〕

第3 住民等による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の住民及び町内に事業所を有する事業者は、町内における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- 2 町内の一定の地区内の住民及び町内に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案 を行う等、町と連携する。
- 3 町は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、町地域防災計画に地区防災 計画を定める。

第4 消防団の活性化

地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業を積極的に推進する。

- (1) 消防団活性化検討委員会の開催
- (2) 消防団の施設、設備の充実強化
- (3) 消防団員の教育訓練の充実強化
- (4) 報酬引き上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
- (5) 競技会、行事等の開催
- (6) 青年層、女性層の入団促進
- (7) 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

町及び防災関係機関(以下、本節中「防災関係機関等」という。)は、災害時における防 災活動を円滑に実施するため、業務に応じた防災訓練を単独又は合同で、計画的に実施する。

- 1 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- 2 防災関係機関相互の協力体制の確立
- 3 地域住民(自主防災組織)等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

- 1 実施方法
- (1) 町は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に 参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果 の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。
- (2) 訓練は図上訓練又は実地訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合 災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づく、より実践的な内容とするよう努める。
 - ① 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領 を確認、検証するために実施する。
 - ② 実地訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が防災関係機関と連携し、実地に防災活動を訓練する。
- (3) 訓練区分は、次のとおりとする。
 - 単独訓練

防災関係機関等は、その所掌する事務又は業務に関連した訓練を行う。

② 合同訓練

防災関係機関等は、具体的な災害の想定に基づき、訓練種目を設定して、図上又は実 地の合同で訓練を行う。

総合防災訓練

防災関係機関等は、地震等による大規模災害の発生を想定し、自衛隊等の関係機関、 地域住民等と一体となり、総合防災訓練を実施する。

- (4) 訓練項目は、次のとおりとする。
 - ① 災害対策本部訓練

- ア 災害対策本部設置運営訓練
- イ 職員非常招集訓練
- ウ 現地災害対策本部設置運営訓練
- 工 災害情報収集伝達訓練
- オ その他必要な訓練
- ② 応援要請訓練
- ア 自衛隊災害派遣
- イ その他必要な訓練
- ③ 通信情報連絡訓練
- ④ 施設復旧訓練
 - ア 上下水道施設復旧訓練
 - イ 応急給水訓練
 - ウ 道路復旧、障害物排除訓練
 - エ 電気、通信、ガス施設等復旧訓練
 - オ その他必要な訓練
- ⑤ 救援救護訓練
 - ア 救助救出訓練
- イ 医療救護訓練
- ウ 緊急物資輸送訓練
- 工 応急食料炊出訓練
- オ ボランティア受入訓練
- カ その他必要な訓練
- ⑥ 火災防御訓練
- ⑦ 水防訓練
- ⑧ 住民参加訓練
- ア 初期消火訓練
- イ 避難訓練
- ウ 応急手当訓練
- エ その他必要な訓練
- 2 実施に当たって留意すべき事項

町は、訓練の企画及び実施にあったては、次の事項に留意する。

(1) 防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、防災関係機関の参加を得て各種訓練を 実施する。

特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派遣要請訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種の訓練を実施する。

(2) 地域住民の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、ボランティア団体、企業等各種団体に参加を呼びかけるとともに、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成を推進するため、地域住民の積極的な参加を得て、次の点に留意した各種訓練を実施する。

① 町民

- ア 各地区ごとに防災訓練を推進し、災害に対する意識の高揚を図り、初期消火、避難 誘導、救助・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。
- イ 避難訓練の実施に際しては、障がい者、高齢者、幼児、病弱者等の介助に配慮した 避難訓練を実施する。
- ウ 災害時の初期消火、救出・救護活動に活用できるよう、消防団屯所等の必要な場所 に救出・救護資機材を整備する。また地域の実情に応じた防災用資機材の配備に努め る。

② 事業所

ア事業所ごとに防災訓練を実施するよう努める。

イ 地域で実施する防災訓練に参加し、避難誘導、救護活動等の地域と密着した自主防災 力の向上に努める。

(3) 広域的な訓練の実施

近隣の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援要請訓練 及びこれに基づく各種の訓練を実施する。

(4) 教育機関等における訓練の実施

児童、生徒に対する防災教育の観点から、幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得て、各種の訓練を実施する。

(5) 要配慮者を対象とした訓練の実施

医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を、 地域の自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。

(6) 地域の実情等を踏まえた災害想定

訓練に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用する等地域の実情や過去の災害等を考慮し、より実践的な災害想定を行う。

(7) 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実践的な対応を想定し、防災関係機関等が有機的に連携した合同訓練を実施する。

(8) 訓練災害対策本部の設置

訓練に当たっては、訓練災害対策本部を設置し、当該本部が中心となって、現地災害対策本部設置訓練、通信情報連絡訓練、職員非常招集訓練等を実施する。

この際、震災を想定した訓練においては、通常の通信手段が途絶した場合を想定した訓練を実施する。

(9) 所有資機材等の活用

訓練に当たっては、自己の所有する専用車両及び資機材を有効に活用する。

(10) 緊急地震速報の活用

地震想定による訓練の実施に当たっては、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第4節 気象業務整備計画

第1 基本方針

災害による被害の防止・軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、 防災気象情報の質的向上を図るとともに、町、その他の防災関係機関や報道機関を通じて、 町民に適時、適切に防災気象情報を提供する。

第2 気象業務の実施体制の整備

町及び防災関係機関は、観測体制の整備充実及び観測結果の防災対策への活用を図るため、 それぞれが設置している観測施設のデータの相互利用を進めるなど、協力及び連携体制の強 化に努める。

1 気象官署

盛岡地方気象台

2 地域気象観測システム(アメダス)

施設名	箇所数	備考
地域雨量観測所	1	設置場所:西根千貫石。降水量を観測

3 気象庁以外の地震観測施設

施設名	箇所数	設 置 場 所
震度観測点	1	金ケ崎町役場

第3 伝達体制の整備

盛岡地方気象台は、防災関係機関が行う防災活動の迅速な立ち上がりに資するよう、防災 気象情報を適時、的確に発表するとともに、報道機関の協力を得て、町民に周知するよう努 める。

第4 防災知識の普及、意識の啓発

盛岡地方気象台は、町民の防災気象情報への理解を促進するため、防災関係機関、報道機関の他、関連学会などの専門知識を有する団体等と協力し、気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及・啓発の充実・強化を図り、町民の防災活動を促進する。

- ア 平常時からパンフレット等の印刷物の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などにより防災知識の普及・啓発、防災気象情報の利活用の促進等を図る。
- イ 住民への防災知識の普及啓発等に当たっては、地域の地理的状況及び過去の災害の発生状況等を考慮する。
- ウ 災害に関する調査結果等を活用し、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第5 民間気象情報の活用

盛岡地方気象台の情報と併せて民間気象情報を活用した積極的な情報の入手に努め、防災情報の質的向上を図る。

第5節 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 町その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及 び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 町その他の防災関係機関は、災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。

第2 通信施設の整備等

1 町防災行政無線

町は、屋外拡声器などにより、その機能強化に努める。また、防災行政無線、その他の通 信施設に係る非常用電源設備の整備等に努める。

2 防災相互通信用無線の整備

町本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関が協力 して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用 する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

- 3 その他の通信施設
 - ア 防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集のため、防災関係機関の内部及 び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。
 - イ 防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設(災害有線電話を含む。)、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化に努める。
 - ウ 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する安全性を確保するため、定期的に点 検を実施する。
- 4 災害時優先電話の指定

町、県その他の防災関係機関は、災害等におけるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

5 通信運用マニュアルの作成等

ア 町その他の防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・

設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。

イ 衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について、定期的な訓練の実施、防災 関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。

第6節 避難計画

第1 基本方針

- 1 町は、火災、水害等の災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、避難計画を作成し、 避難場所等、避難経路について、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、医療機関、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速かつ確実に行 うため、避難計画を作成し、その周知を図る。
- 3 町民は、災害時に的確な避難行動がとれるよう平常時から災害に対する備えに努める。

第2 避難計画の作成

1 避難計画

- (1) 町は、指定緊急避難場所(以下「避難場所」という。)及び指定避難所(以下「避難所」という。)(以下「避難場所等」と総称する。)として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。
- ① 避難準備・高齢者等避難開始(一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの)、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法
- ② 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口

(3)	避難場所等へ	の怒蚊及	び経道方法
(0)		・ソフボモ にさ ノメ	しいが会りが

3		
	ア 管理責任者	
	イー管理運営体制	
	ウ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保	
	エ 災害対策本部及び各避難所等との連絡手段	
	オ 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法	
	カ 電気、ガス、水道等が破損した場合の復旧方法	
④ 避難場所等の管理	キ 医療機関との連携方法	
	ク 避難収容中の秩序維持	
	ケ 避難者に対する災害情報の伝達	
	コ 避難者に対する応急対策の周知徹底	
	サ 避難者に対する各種相談業務	
	シ 避難者に対するプライバシーの確保	
	ア 収容施設(耐震強化、設備・機器の整備、非常用電源の	
 ⑤ 避難場所等の整備	確保、資機材の整備、生活必需品等の備蓄等)	
	イ 給水施設	
	ウ 使用施設の区分・運営体制の事前協議	

	エ 運営マニュアル等
	ア 情報の伝達
	イ 避難の誘導及び避難の確認
	ウ 避難場所等における配慮
	エ 平常時からの関係機関による避難行動要支援者等情報
⑥ 避難行動要支援者に対	の収集・共有
する救援措置	オ 金ケ崎町避難行動要支援者支援計画(避難行動要支援
	者の見守り・避難支援プラン)の策定
	カ 必要に応じ、福祉避難所として社会福祉施設等を指
	定・協定締結
	キ 避難場所から避難所への移送手段
⑦ 避難者に対する	ア 給 水 エ 医療・衛生・こころのケア
が援・救護措置 救援・救護措置	イ 給 食 オ 生活必需品の支給
秋饭· 秋暖疳但	ウ 暖 房 カ その他必要な措置
② 町民に対する広報	ア 避難場所等標示板の整備
⑧ 町民に対する広報	イ 防災地図の配布
⑨ 避難訓練	

(2) 避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主 防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護 保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支 援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど 避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。

また、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者(消防団、自主防災組織、 民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者を いう。)の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段 等の安全確保策を定める。

- (3) 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離や避難行動要 避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策を定める。
- (4) 避難計画の作成に当たっては、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急) (以下「避難勧告等」という。)を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- (5) 町は、「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に避難勧告等の具体的な発令基準を策

定し、町地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難勧告等を適切に発令することができるよう、具体的な避難勧告等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。

- (6) 避難計画に盛り込む避難勧告等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しにあたっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、町による避難勧告等の基準の策定又は見直しを支援する。
- (7) 避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。
- (8) 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- 2 学校、医療機関、社会福祉施設等における避難計画
 - (1) 学校、診療所、社会福祉施設、事業所等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速かつ確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知を図る。
 - (2) 施設の管理者は、町、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
 - (3) 学校・幼稚園・保育所等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定める。
 - (4) 医療機関においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送 可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健・衛生の実施方法等を定める。
 - (5) 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を関係機関の協力を得て作成し、これを町長に報告する。
 - (6) 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災

体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、 自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を関係機関の協力を得て作成し、これを町 長に報告する。

第3 避難場所等の整備

1 避難場所等の整備

(1) 避難場所等の確保

避難場所等の確保は、次の事項に留意するとともに、施設の管理者の同意を得て、地区 ごとに指定するとともに整備を図り、充実に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。

(2) 避難場所等の区分

①避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立 退きの確保を図るため、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)で定める基準に 適合する施設又は場所を同令で定める異常な現象の種類ごとに指定する。

②避難所(1次、2次)

災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設)の確保を図るための災害対策基本法施行令で定める基準に適合する公共施設その他の施設。

③福祉避難所

避難者の中でも高齢者や障がい者の方など特別な配慮を必要とする者に対して、特別な 配慮をする避難所。

│ │① 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さ
を有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。
 ② 崖崩れ、浸水等の危険がない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない
場所であること。

③ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。

避難場所

- ④ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2㎡以上とし、対象避難地区すべての住民(昼間人口を考慮する)を受入れることができる場所であること。
- ⑤ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断する必要がない場所で あること。
- ⑥ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水 により孤立するおそれのない場所であること。

① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

- ② 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ③ 避難者1人当たりの必要面積は、おおむね3㎡以上であること。

避難所

(1次、

2次)

- ④ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。
- ⑤ 暖房設備を有し、又は容易に暖房設備を確保できるものであること。
- ⑥ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
- (7) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。
- ⑧ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備に努める。
- ⑨ 避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。

〔資料編 2-6-1 避難所等一覧表〕

- (3) 町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。
- (4) 町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- (5) 町は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

2 避難道路の整備等

避難場所等へ通じる避難経路は、次の事項に留意し、地域の実情に応じて地区ごとに選定するとともに整備に努める。

- (1) 道路付近に延焼の危険のある建物及び危険物施設がないこと。
- (2) 落下物、倒壊物による危険など、避難に当たっての障害のおそれのないこと。
- (3) 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 避難道路は、原則として相互に交差しないこと。
- (6) 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえで、交通規制計画を定めること。

3 避難場所等の環境整備

避難場所等は、次の事項に留意し、平時から環境の整備を図る。

- (1) 住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備
- (2) 非常用電源の確保
- (3) 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導ロープ等の設置
- (4) 避難場所等での給水活動を行なうために必要な資材の整備
- (5) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の準備
- (6) 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備
- (7) 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備
- (8) 運営マニュアル等の作成
- (9) 施設の区分及び運営体制の事前協議
- (10) 施設、設備、周辺環境等の定期的な検討
- (11) プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した環境の整備
- (12) 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の確保
- (13) 避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

第4 避難所の運営体制等の整備

町は、避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第5 避難行動要支援者名簿

1 町は、町地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避 難行動要支援者名簿を作成する。

- 2 町は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。
- 3 町は、町地域防災計画に定める避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を 得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏 えいの防止等必要な措置を講じる。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の 生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると町長が認めるときは、本人の同 意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報 を提供する。

第6 避難に関する広報

町民が的確な避難行動をとれることができるよう、平常時から、避難場所等を示した防災マップ、広報紙、パンフレット等の活用や講習会、防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して避難に関する広報活動を行い、町民に対する周知徹底を図る。

	1	避難場所等の名称、所在地
避難場所等に関する事項	2	避難場所等への経路
		災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
		平常時における避難の心得
	2	避難勧告等の用語の意味
避難行動に関する事項	3	避難勧告等の伝達方法
	4	避難の方法
	5	避難後の心得
災害に関する事項	1	災害に関する基礎知識
火百に戻りる事項		過去の災害の状況

第7 避難訓練の実施

- 1 町は、災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路 や避難場所を住民自らが実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督励すると ともに、防災訓練の一環として、又は単独で避難訓練を実施する。
- 2 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

第7節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

町は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 実施要領

- 1 避難行動要支援者の実態把握
 - (1) 町は、避難行動要支援者に関する情報(住居、情報伝達体制、必要な支援内容等)を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。
 - (2) 町は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と連携し取組を進める。
- 2 災害情報等の伝達体制の整備
 - (1) 要配慮者の避難支援は自助・地域(近隣)の共助を基本とし、町は、要配慮者への避難支援 対策に対応した避難準備・高齢者等避難開始情報を発令するとともに、消防団や自主防災組織 等を通じ、要配慮者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
 - (2) 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。
 - (3) 町は、平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。
 - (4) 町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難勧告等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。

3 避難誘導

町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、要配慮者を優先した避難誘導体制 の整備を図る。

4 避難生活

- (1) 町は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者支援窓口の設置、保健師等による健康相談など、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、要配慮者避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。
- (2) 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ及びスロープ等の段差解消設備を速やかに仮設するよう努める。
- 5 社会福祉施設等の安全確保対策
 - (1) 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。

特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとと もに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。

(2) 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立し、避難支援計画を 策定する。

6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

町は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら避 難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。

- 7 外国人の安全確保対策について
 - (1) 防災教育、防災訓練の実施

防災関係機関は、県、市町村及び国際理解関係団体等の協力を得て、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、町は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

なお、町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

(2) 避難計画

町は、第2章第6節第2に定める避難計画の作成に当たっては、情報の伝達が困難な外国人への情報伝達手段の確保、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

(3) 情報伝達及び案内標示板等の整備

町は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語等による 避難勧告等の伝達手段を確保するとともに、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内 板等について、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

(4) 情報の提供

町は、インターネット等を活用した多言語による災害情報の提供に努める。

(5) ボランティアの育成等

町は、国際理解関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

(6) 生活相談

町は、国際理解関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の 生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進 する。

第2 県及び町の役割

1 県の役割

- (1) 町が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資(以下この節において「物資」 という。)の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検 及び更新を行う。
- (2) 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- (3) 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の都道府県及び関係団体の物資調達に係る体制を整備する。
- (4) 災害時において、燃料が供給できるよう、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、常時一定量の燃料を確保するよう要請する。

2 町の役割

- (1) 物資の備蓄計画(品目、数量、配置場所)を定めるものとし、計画を定める場合にあっては、 高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要 配慮者に配慮する。
- (2) 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。
- (3) 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- (4) 備蓄は、指定避難所等に分散して、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。
- (5) 物資の調達可能数量等を常時把達するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。

第3 町民及び事業所の役割

1 町民の役割

各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、マッチ又はライター、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油ストーブ等

2 事業所の役割

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

第9節 孤立化対策計画

第1 基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化 し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築 するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況

県内では災害時に孤立化が想定される地域は331箇所で、その孤立化の発生原因は、「集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」及び「集落へのアクセス道路が1本しかない場合」が多くを占めている。

当町においては、平成29年3月に指定が完了した「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」により、土石流が発生した場合に孤立化が想定される地域は永栄小歩地区1箇所である。

第3 孤立化想定地域への対策の推進

- 1 通信手段の確保
 - (1) 町は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
 - (2) 県は、防災ヘリコプター等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、町はその方法をあらかじめ周知する。

[県統一合図]

- ア 赤旗(負傷者等があり、早急な救助を求める場合)
- イ 黄旗(負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合)
- ウ 白旗(異常なし又は存在を知らせる場合)
 - (3) 町は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否 確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。
- 2 避難先の検討

町は、集落内に避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらか じめ定めるなど、避難先の確保に努める。

3 救出方法の確認

町は、孤立可能性のある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが

離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所(以下「飛行場外離着陸場等」 という。)の確保に努める。

また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離 着陸場等の確保に努める。

4 備蓄の奨励

町は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、 備蓄を推進する。

また、備蓄にあたっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。 5 防災体制の強化

町は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

第10節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等の整備を促進する。

第2 防災施設等の機能強化

町は、防災施設等の整備を推進し、次に掲げる機能の強化を図る。

- 1 災害応急対策活動における中枢機能
- 2 庁舎等の被災時におけるサブ機能
- 3 災害応急活動を支援するためのヘリポート機能
- 4 町民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- 5 人員、物資等の輸送及び集積機能
- 6 災害対策用資機材の備蓄機能
- 7 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
- 8 被災住民の避難及び収容機能
- 9 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

第3 公共施設等の整備

町は、避難路、避難地(都市部における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。) 等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の耐震化、不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

第4 消防施設の整備

- 1 町は、地域の実情に即した消防車両、消防無線、消防水利その他の消防施設及び設備を整備し、常時点検整備を行う。
- 2 町は、地震災害時の消防水利を確保するため、耐震性(免震性)防火水槽等を整備する。

第5 防災資機材の整備

1 防災用資機材等の整備

町は、大規模な災害において、災害応急対策を円滑に実施するため、防災資機材を整備し、 定期的に点検するとともに、必要な補充を行う。

2 町は、 する。	災害対策本部又は、	現地災害対策	本部の機能を強化	とするため、	必要な資機材を	≥整備

第11節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

- 1 住宅密集地の災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の耐震化、不燃化を 促進し、密集地の防災化を図る。
- 2 文化的遺産であり、歴史上、学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に 伝えるため、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等計画的に進める。

第2 建築物の耐震性向上の促進

- 1 防災上重要な建築物等の耐震性確保
- (1) 町施設の耐震化
 - ① 防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正の建築基準法による町施設については、耐震性を確保するため、金ケ崎町耐震改修促進計画に基づき耐震改修工事の促進を図る。

また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震化率や耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

- ② 災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達及び避難、救助活動の本拠となる建築物が要求されることから、町は、次の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性及び安全性の確保に努める。
 - ア 災害時の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる町有施設
 - イ 災害時の緊急救護所、被災者一時収容施設となる学校、診療所等
- ③ 防災上重要な建築物に該当しない町の施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。
- (2) 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

町は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正の建築基準法による既存不適格建築物の所有者等に対し、県と協力して耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。

(3) 設備、備品の安全対策

防災上重要な建築物については、設備、備品の転倒、破損等による被害を防止するため、 テレビ等電化製品、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定、転倒防止対策及び医 薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

2 木造住宅の耐震性確保

木造住宅の耐震性を確保するため、町民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、

建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法について普及を図り、必要に応じた改修の実施を 促進する。

3 一般建築物の耐震性確保

建築物の耐震性の確保について、広く町民に普及啓発を行い、既存建築物については必要 に応じた耐震診断の実施を促進する。

4 工作物の耐震性確保

煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く町民の認識を深めると ともに、耐震診断の実施を促進する。

- 5 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保
- (1) 道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。
- (2) 特に、通学路及び避難場所周辺については、町においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力に改修指導を行う。
- 6 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保
- (1) 道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合した構造とするよう指導する。
- (2) 特に、通学路及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点 検及び補強を指導する。

7 家具等の転倒防止対策推進

住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報紙等により町民への普及啓発を図る。

8 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、町は、その制度の普及啓発及び加入促進に努める。

第3 建築物の不燃化の促進

1 公営住宅の不燃化促進

周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

2 民間住宅の不燃化促進

市街地における、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第4 防災空間の確保

都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や 緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画に基づき、都 市公園及び緑地を整備する。

第5 市街地再開発事業等による都市整備

1 市街地再開発事業

市街地内の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るべき地域においては、防災機能を一層充実させるため、市街地再開発事業を推進する

2 がけ地近接等住宅移転事業

がけ崩れ等による災害の発生のおそれがある地区において、関係住民と協力して、がけ地近接等住宅移転事業を推進する。

3 土地区画整理事業

市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を推進する。

第6 建築物の安全確保

- 1 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、上期と下期に、建築物防災週間を設け、各種防災啓発活動を実施するとともに、建築物防災相談所を設置し、町民に対する情報提供を行う。
- 2 地震、台風、豪雪、火災等に対する建築物の構造及び防火上の安全を確保するため、関係 者に対する指導を行う。
- 3 学校、病院、庁舎等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能を確保するよう指導する。

第7 宅地の安全確保

宅地造成に伴う災害及び洪水、出水等による災害の防止を図るため、宅地造成等規制区域 及び災害危険区域の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。

第8 防火対策の推進

1 消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。

- 2 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。
- 3 事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の 強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を 期するよう積極的に指導する。

第9 文化財の災害予防対策

1 文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間(11月1日~7日)、文化財防火デー(1月26日)等の行事を通じ、町民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災施設等の整備

文化財所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

Tele Ville d I	指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは文化財保				
	護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報				
建造物	知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓、消防道路等の設				
	置を進める。				
	① 自動火災報知器設備、貯水池、消火栓、消火器、消防道路等の				
关 探工共日	設置を進める。				
美術工芸品	② 町(県)指定文化財については、搬出不可能な文化財及び文化				
考古資料	財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、				
有形民俗文化財	搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等の				
	整備に努める。				
	① 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保				
文化財	存の措置を進める。				
	② 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画				
	と合わせて、災害予防措置を講じる。				

3 自衛消防隊等の編成及び訓練等

- (1) 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練の実施に努める。
- (2) 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化 財ごとに搬出計画をたてる。
 - ① 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
 - ② 文化財の避難場所を定める。
 - ③ 搬出用具を準備する。

第12節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

災害による道路施設、鉄道施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、 防災施設及び災害対策用資機材の整備等を図る。

また、災害発生時に消火、救助・救急、医療及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送態勢の整備に努める。

第2 道路施設

1 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、危険箇所調査を実施し、補 修等対策工事の必要箇所の整備を促進する。

- (1) 道路法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面及び盛土欠落危険調査を実施する。
- (2) 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、 地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。
- 2 道路障害物除去資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、道路障害物除去資機材の整備に努める。

- 3 道路障害物除去対策の検討
 - (1) 障害物を除去する道路として1級及び2級町道を優先するとともに、障害物除去方法の検討を推進する。
 - (2) 防災関係機関や道路管理者と災害時のための対処方法についての協議に努める。
 - (3) 金ケ崎町建設業協会と締結した、災害時における協定に基づき協力体制を推進する。

第3 鉄道施設

1 鉄道施設の整備

鉄道管理者は、橋梁、木工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

- 2 防災業務施設・設備の整備
- (1) 気象予警報の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。
 - (2) 大規模な災害が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

3 復旧体制の整備

- (1) 発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。
 - ① 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
 - ② 復旧用資機材の配置及び整備
 - ③ 列車及び旅客等の取扱い方の事前広報
 - ④ 消防及び救護体制

第4 航空輸送体制の整備

県等の防災関係機関の協力による災害時の救出・救助活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用ヘリポートの整備や臨時ヘリポートの選定に努める。

第5 交通混乱の防止対策

(1) 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急輸送路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

(2) 災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難に当たっては、水害などの災害に応じて、車両を使用してはならない旨を 広報等によって周知徹底に努める。

(3) 交通規制・管制体制の整備

交通安全施設の整備など県公安委員会及び警察が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

第6 公共交通機関の確保

災害発生時においても安全で円滑な交通手段を確保するため、平常時から体制が整備されるよう公共交通機関各社へ要請する。

災害時においても可能な限り運行が確保されるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止 を図るようバス会社へ要請する。

第13節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は 軽減するため、防災施設等の耐震性の向上を含めた整備及び災害対策用資機材の整備等を図 るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

電力事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の整備

(1) 水害対策

送	加加電舶収	土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁
架空電線路		強化等を実施する。
設備	地中電線路	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電	設備	浸冠水のおそれのある箇所は、建物床面や野外機器のかさ上げ、 出入口の角落し対策等を行う。

(2) 風害対策

	① 計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による	
各設備共通	風害対策を十分考慮する。	
	② 既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。	

(3) 雪害対策

変電設備	雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、機器架台のかさ 上げ、融雪装置(ヒーター)の取付け、施設の隠蔽化等を実施する。
送電設備	① 鉄塔にオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の耐張型化 又は必要な箇所の電線に難着雪化を行う。 ② 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、電力気象通報等により 雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止 に努める。
配電設備	① 配電線の太線化、縁まわし線の支持がいしの増加、耐雪支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等を行う。② 降雪期前に、樹木の伐採を行う。

(4) 雷害対策

	① 架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。
	② 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取
送電設備	付け等を行う。
	③ 電力気象通報により雷害を予知した場合は、系統切替により、災
	害の防止又は拡大防止に努める。
	① 避雷器、気中放電キャップを設置するとともに、架空地線による
変電設備	しゃへいを行う。
	② 重要系統の保護継電装置を強化する。
#1.4 5, =0.7#;	襲雷頻度の高い地域においては、避雷器及び架空地線を取付け、対
配電設備	処する。

(5) 火山災害対策

ア 土砂流及び火山泥流対策 水害対策に準ずる対策を推進する。

イ 降灰対策

雪害対策に準ずる対策を推進する。

ウ 火砕流・火砕サージ・溶岩流対策

火砕流・火砕サージ・溶岩流の火山災害は事故防止できない現象であることから、施 設設備等は、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代 替性の確保を推進する。

2 電気工作物の予防点検等

- (1) 電気工作物は、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検(災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視)を行う。
- (2) 自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。
- (3) 一般公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協会等と協力して、電気の正しい取扱い と適正配線の重要性についての広報に努める。
- 3 災害対策用資機材の確保等

各設備ごとの必要最小限の資機材の種類及び数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を推進する。

- (1) 所要資機材計画
- (2) 輸送計画(車両、ヘリコプター)
- (3) 保管施設の整備
- (4) 資機材の調達
- (5) 資機材輸送の調査確認

4 応急復旧体制の整備

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備及び対策要員の動員体制の整備とともに、優先復旧計画の策定を推進する。
- (2) 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から町との連携体制に努める。

5 協力体制の整備

災害時における被害に対し、災害復旧資機材の相互融通等を行い、電気事業本来の責務を 遂行できるよう協力体制の整備を推進する。

第3 ガス施設

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を 防止するため、防災施設及び災害対策用資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器 具の取扱い方法等の徹底を図る。

1 LPガス施設の整備

貯 蔵 所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備 を行う。
容器置場	火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。
容器	容器の転落及び転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点 検を実施する。
安全器具	(1) 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を推進する。(2) 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止等の設置を推進する。(3) ガス放出防止器具等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者を優先的に行うよう配慮する。

2 都市ガス施設

製造施設	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整		
	備を行う。		
供給施設	(1) 「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき、設計する。		
	(2) ガスホルダー及びガス導管は、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮		
	して設置する。		
	(3) ガス導管材料は、高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最		
	適な材料、継手、構造等を採用する。		
	(4) 二次災害を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導		
	管網のブロック化、工場等における放散塔による中圧導管の緊急減圧措置		
	を行う。		
安全器具	災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。		

3 災害対策用資機材の確保等

災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保 体制を整備する。

4 災害広報活動

災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から需要家に対して次の事項の周知 徹底を図るとともに、周知内容の多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)を図る。

- (1) ガス栓の閉止など、地震が発生した場合のガス器具に対してとるべき措置
- (2) ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置
- 5 協力体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要網」(日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力が得られる体制づくりを推進する。

第4 上水道施設

水道事業者は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、国の「水道の耐震化計画等策定指針」及び「岩手県水道広域的防災構想」を踏まえ、施設の耐震性の向上、防災施設及び災害対策用資機材の整備等を図る。

1 施設の整備

- (1) 施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
- (2) 送・配水幹線は、耐震管とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。
- (3) 配水管は、管路の耐震化を進め、ブロック化等を行う。
- (4) 経年管は、計画的に布設替えを実施する。
- (5) 火山災害の対応として、水源については、取水口上流等の周辺の状況を把握し、火山災害の原水水質の安全が確保できるかを確認し、他浄水場の増量運転など応援体制の確立を図る。

2 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 水道災害対策マニュアルの整備及び管路図の整備等を実施し、定期的な見直しを行う。

3 給水体制の整備

水道事業者は、災害時において、被災者1人当たり1日3リットル(生命維持のための最小限必要量)の水を供給確保できるよう、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧資機材の備蓄等の整備を図る。また、応急復旧資機材の調達など確保体制の整備に努める。

4 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係事業者等との協力締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調達、指示及び支援を実施するため、県と協力して県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

第5 下水道(集落排水)施設

下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上及び防災対策用資機材の整備等を図る。

1 施設の整備

	(1) 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化を
	図るとともに、管路の複数ルート化に努め流下機能を確保する。
 下水管渠	(2) マンホール蓋の点検を行い、飛散、磨耗等の危険な箇所の補修及び交
一八百禾	換を行う。
	(3) 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資
	機材確保を図る。
	(1) 終末処理場は、非常用発電設備を整備する。
終末処理場	(2) 処理場の建設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化を図る。
	(3) 処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。

2 下水道体制の整備

下水道施設の管理者は、災害時に対応ができるよう、下水管渠の整備を図る。

- (1) 応急復旧マニュアルの整備及び施設管理図書等の整備を推進する。
- (2) 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。
- (3) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定に基づき協力 体制の強化を図る。
- (4) 県と協力して広域的な支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等と相互支援体制づくりを推進する。

第6 通信施設

1 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、防災施設及び災害対策用資機 材の整備等を図る。

(1) 施設の整備

- ① 電気通信設備及びその付帯設備(建物を含む。)の防災設計を実施する。
- ア 豪雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を促進する。
- イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造 化を促進する。
- ② 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網を整備する。
- ア 主要伝送路は、多ルート構成又はループ構成とする。
- イ 主要な中継交換機は、分散配置する。
- ウ 主要な電気通信設備は、必要な予備電源を設置する。
- エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

(2) 重要通信の確保

- ① 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- ② そ通状況を常時管理し、通信リソースを効果的に運用する。
- ③ 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロールを行い、電気通信 のそ通を図る。
- (3) 災害対策用機器及び車両の配備

保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等の配備に努める。

- ① 可搬型衛星地球局
- ② 可搬型無線機
- ③ 移動基地局及び臨時基地局
- ④ 移動電源車及び可搬型発電機
- ⑤ 応急ケーブル
- ⑥ 電気通信設備等の防災機材(消火器、土のう等)

(4) 災害対策用資機材の確保等

- ① 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。
- ② 災害対策用資機材、器具等の設置場所については、町と協議し、予め定めておくよう 努める。また、町は設置場所について積極的に協力する。

(5) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備は、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の 未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検(災害の発生のおそれがある場合 は、特別巡視)を行い、不具合の早期発見及びその改修に努める。

2 放送施設

放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設の整備拡充を図るとともに、災害応急対策及び災害復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

(1) 施設の整備

- ① 放送設備のうち、特に放送主系統施設、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。
- ② 重要な放送設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- ③ 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
- ④ 建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。

(2) 放送継続体制の整備

災害により、放送機、中継回線、スタジオ等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設など、 放送を継続できる体制の整備を図る。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧に必要な資機材の整備及び備蓄に努める。

第14節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、防災施設及び災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育等による保安体制の強化を図る。

第2 石油類等危険物

1 保安教育の実施

危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導の強化

消防機関(奥州金ケ崎行政事務組合消防本部)は、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。また、次の事項を重点として立入検査等を実施する。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の指導
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の指導及び安全管理の指導
- (3) 施設・設備等の耐震化の指導
- (4) 危険物施設の所有者等及び危険物保安監督者等に対する非常時に取るべき措置の指導
- (5) 地震動等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導
- 3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策
 - (1) 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握 に努める。

- (2) 不等沈下の著しいタンクの措置
 - ① 消防機関は、不等沈下(地盤の支持力などの局所的な強度不足に伴って生じる構造物などの不均一な沈下)の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保安検査を実施する。
 - ② 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な改修を行わせるとともに、タンクの基礎の改修により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。
- (3) 敷地外流出防止措置

消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外への流出による二次災害を防止するため、危険物所有者に対し、土のう等流出油防除資機材の整備など、必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

- (1) 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (2) 危険物施設の所有者等は、隣接する事業者との相互応援に関する協定を締結するなど、 効率的な自衛消防力の確立を図る。

5 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物に対応するため、化学消防力の強化に努める。また、事業所に対しても必要な資機材の整備及び備蓄について指導・助言を行う。

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

保管施設責任者は、高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安 意識の、高揚、自主保安体制等の強化を図る。

1 保安意識の高揚

- (1) 高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正 化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)、火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)等の関 係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。
- (2) 高圧ガス及び火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。
- (3) 災害発生時の自主防災対策を策定する。

第4 毒物·劇物災害予防対策

保管施設責任者は、毒物・劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物・劇物営業 者及び毒物・劇物の取扱者に対して、次の指導を行い、災害予防対策を講じる。

区	分	内	容
毒物・劇物営業者		営業施設の位置、構造及び設備	情の技術上の基準への適合
毒物・劇物の貯蔵タンク		屋外タンク、室内タンク及び地	也下タンクの位置、構造及び設
を有する施設		備の技術上の基準への適合	

第5 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護 資機材の整備等災害予防対策を推進する。

第15節 風水害予防計画

第1 基本方針

- 1 洪水等による水害を予防するため、河川改修事業、砂防事業、治山治水事業や河川内の雑木除去等を計画的に実施する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。
- 3 町、県その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第2 河川改修事業

準用河川改修、普通河川改修の事業を推進するとともに、緊急度が高く防災効果の大きい 河川の改修を実施する。

1 水害の防止

- (1) 町は、国及び県に協力して、北上川水系の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市 化による雨水流出量の増大に対処する。
- (2) 町内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、保水機能を有する農地の潰廃等を抑制する。
- (3) 用排水路等の改修については、公共下水道との整合を図りながら推進する。
- (4) 町は、降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管渠能力の向上と、河川への集中的な流出を抑制するため、雨水の貯留・浸透方式の改善を推進する。
- (5) 雨期前には、水路の重点箇所の点検並びに幹線水路のしゅんせつ及び清掃を実施する。
- 2 水防施設等の点検・整備
- (1) 河川施設の点検・整備

河川管理者は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため、施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防の法面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。

(2) 雨量計・量水標の点検・整備

河川管理者は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、 必要に応じて観測機器を増設する。

(3) 水路施設の整備

町は、用排水路の改修整備事業の実施を図るとともに、水利組合及び土地改良区等の協力を得て、平常時から危険箇所の把握に努める。

3 水防倉庫・資機材の点検・整備

水防管理者は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理及び資機材の調 達等を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

[資料編 2-15-1 消防団備品一覧表]

第3 ダム、ため池等の維持管理

ダム、ため池等の管理者は、平常時から施設の点検・整備を行い、水害予防が図られるよう努める。

第4 情報収集·伝達

町及び防災関係者は、水害に関する必要な情報を迅速かつ的確に住民等に伝達するよう努める。

住民等は、河川水位及びダムの放流の情報について、自ら把握するよう努める。

第5 施設の管理

- 1 洪水等による被害を軽減するため、河川等に設置された水門、ひ門及びひ管については、 施設ごとの責任者を定めるなど、有事に即応した適切な措置が講じられるよう、管理体制を 整備する。
- 2 雨水排水の既設施設は、日常の点検・整備により稼働維持に努める。

第6 浸水想定区域の公表及び周知

- 1 町は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水 施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想 定区域(以下、本節中「浸水想定区域」という。)として指定し、指定の区域及び浸水した場 合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- 2 町は、洪水浸水想定区域又は浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、 浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練 に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。
- 3 町は、町地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、 これらの事項を記載した印刷物(洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等)の配布その他 の必要な措置を講じる。

浸水想定区域が指定・公表されている河川等

水系・河川名	指定公表年月日	備考
北上川水系 北上川、胆沢川	平成28年6月30日	東北地方整備局告示第 160 号

[参考 金ケ崎町洪水避難地図「洪水ハザードマップ]]

浸水想定区域が公表されている防災重点ため池

ため池名	公表年月日	備考
千貫石ため池	平成25年3月28日	岩手県作成
橇曳沢ため池	平成25年3月28日	岩手県作成
高谷野ため池	平成30年3月1日	金ケ崎町作成
入道森(2)ため池	平成30年3月1日	金ケ崎町作成
入道森(3)ため池	平成30年3月1日	金ケ崎町作成

〔参考 金ケ崎町洪水避難地図「洪水ハザードマップ」〕

第7 風害予防の普及啓発

町、県その他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第16節 雪害予防対策

第1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、町民生活の安全と産業経済等の機能を確保するため、 雪害対策を推進する。

第2 雪崩防止対策

1 雪崩危険箇所の調査及び周知

各実施機関は、適期に雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対して適切な周知を行う。

実 施 機 関	調査対象
m _r	(1) 地域内の一般住宅に危険を及ぼすもの
町	(2) 町道に危険を及ぼすもの
県南広域振興局土木部	所管する国道及び県道に危険を及ぼすもの
警察署	主として人命に危険を及ぼすもの
岩手河川国道事務所	所管する国道に危険を及ぼすもの
北米兴斛甘淮 卧叔盟	事業所における寄宿舎等の施設及び作業場に危険を及ぼ
花巻労働基準監督署	すもの

2 雪崩危険箇所の整備

雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵等の整備に努める。

第3 道路交通の確保

1 除雪の実施

(1) 除雪の実施

各実施機関は、次の区分により除雪を行い、交通を確保する。なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう 努める。

- ① 国道 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所除雪実施要領によるものとする。
- ② 県道 ― 岩手県県土整備部冬期道路確保(除雪)実施要領によるものとする。
- ③ 町道 一 毎年度定める町道除雪計画によるものとする。

(2) 除雪機械等の確保

各実施機関は、除雪用機械を整備するとともに、除雪要員の確保等を図る。

2 凍雪害防止対策

- (1) 冬期の安全かつ円滑な交通を確保するため、雪崩防止柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩道及び車道の融雪施設の整備を促進する。
- (2) 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期の除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。

第17節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、国や県と連携し、地すべり防止対策、土石流対策、急傾斜地崩壊対策、山地災害予防対策を促進する。

また、土砂災害が発生するおそれがある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を 図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制 限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

第2 土石流対策

- 1 土石流警戒区域等は、資料編 2-17-1土砂災害警戒区域等一覧表のとおり。 〔資料編 2-17-1 土砂災害警戒区域等一覧表〕
- 2 砂防工事(えん堤工、渓流保全工等)は、国や県の計画と並行して、特に土石流が発生する おそれの高い渓流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い渓流で、緊急度の高い箇所から 年次計画をもって事業を推進するものとする。

第3 急傾斜地崩壊対策

- 1 急傾斜地崩壊警戒区域等は、資料編2-17-1土砂災害警戒区域等一覧表のとおり。 〔資料編 2-17-1 土砂災害警戒区域等一覧表〕
- 2 対策の実施に当たっては、要配慮者が利用する施設や避難所がある箇所等緊急性の高い箇所 を重点とする。
- 3 がけ地近接等住宅移転促進事業による住宅移転を促進する。

第4 十砂災害防止対策の推進

- 1 県及び町は、土砂災害警戒区域等に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- 2 町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。
- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の 実施に関する事項

- (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する 者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該 施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものが ある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 3 町及び県は、土砂災害から住民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一 定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を実施する。

第5 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

大雨警報(土砂災害)又は大雨特別警報(土砂災害)の発表がされている場合において、 大雨による土砂災害の発生の危険度が高まったときに、町長が避難勧告等を発令する際の判断 や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する

2 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位として県内の全ての市町村を対象とする。

- 3 発表·解除基準
- (1) 発表基準

大雨警報(土砂災害)又は大雨特別警報(土砂災害)が発表されている場合において、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が5km メッシュごとの監視基準(土砂災害発生避難基準線)に達したときに、県と気象台は協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、解除できるものとする。

- 4 利用にあたっての留意点
- (1) 県は、災害対策基本法第51条(情報の収集及び伝達)及び第55条(県知事の通知等) により、市町村長その他関係者に伝達する。

(2) 気象台は、気象業務法第15条により大雨警報(土砂災害)を県に通知することが義務付けられている。

土砂災害警戒情報は大雨警報(土砂災害)を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

- (3) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による 土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深 層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではな いことに留意する。
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討すること。

5 土砂災害警戒情報の利用

- (1) 避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の 状況や気象状況、県の補足情報(土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標)等も合わ せて総合的に判断する。
- (2) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。
- (3) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

6 避難勧告等のための情報提供

町は、補足情報として危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワーク等で提供を受け、住民には町防災無線等で情報提供する。

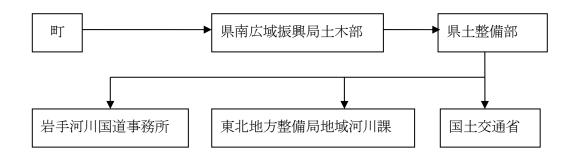
(土砂災害警戒情報の補足情報)

危険度	表示	状況及び行動の目安	
避難準備・高齢者	#	3 時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合(避	
等避難開始検討要	黄	難準備・高齢者等避難開始の検討が必要な状況)	
避難勧告検討要橙		2 時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合(
		難勧告の検討が必要な状況)	
避難指示 (緊急)	±.	既に土砂災害発生の基準値を超えている場合(避難指示(緊急)の	
検討要		検討が必要な状況)	

第6 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

町は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、報告系統のとおり報告する。

(土砂災害発生時における報告系統)



第18節 火山災害予防計画

第1 基本方針

火山現象による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、観測体制、情報収集・伝達体制、避難体制等の整備等を進めるとともに、住民に対する防災知識の普及を図る。

第2 観測体制の整備

- 1 仙台管区気象台及び盛岡地方気象台は、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山及び八幡平の4火山を対象に、計画的に火山機動観測(調査観測)及び火山補助観測を実施する。
- 2 気象庁は、火山機動観測(調査観測)を充実強化するとともに、噴火など異常な火山現象が 発生した場合は、その実態を緊急に把握するため、火山機動観測(緊急観測)を実施する。
- 3 気象庁は、緊急出動の成果を高めるため、火山機動観測班の保有する機器の更新近代化を図るよう努める。
- 4 仙台管区気象台、盛岡地方気象台、県及び火山周辺市町村(以下「周辺市町村」という。) は、火山の異常現象等を早期に把握し、適切な防災対策が実施できるよう、大学等の研究機関 との達携を図りながら、調査、観測体制の強化に努める。

第3 地域防災計画の整備充実

町は、火山の特性、地理的条件及び社会的条件を十分勘案して、地域防災計画の中に、火山災害に関する計画を整備するとともに、その充実を図る。

第4 情報収集・伝達体制の整備

- 1 盛岡地方気象台は、県内の火山について異状を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異状と認めた場合は、火山に関する予警報・情報を発表する。
- (大規模な火山活動により、社会的影響が大きいと認める場合の火山に関する予警報・情報については、気象庁又は仙台管区気象台から発表される。)
- 2 仙台管区気象台(盛岡地方気象台)は、岩手山及び秋田駒ケ岳についての火山活動の状況 と防災対応の必要性を示すため、噴火警戒レベルの運用を行う。

火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種類	報・情報の種類と内容 内 容
噴火警報(居住地域)	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその
又は噴火警報	拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に
	居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)又は噴火警報、
n本 [含まれない場合は噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報として
噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	発表。
人(4人口)问过言和	・噴火警報(居住地域)又は噴火警報は、火山現象特別警報に位
	置づけられる。
n# 1 -> 40	噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏(活火山であるこ
噴火予報 	とに留意)な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表
	噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響
	を及ぼす降灰のおそれがある場合において、噴火の発生に関わら
降灰予報 (定時)	ず、一定規模の噴火を仮定して、18 時間先(3 時間ごと)までに
	噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲につ
	いて定期的に発表。
降灰予報 (速報)	予想される降灰量分布(市町村単位)、小さな噴石の落下範囲等
中八丁和 (还和)	について、噴火後速やかに(5~10分程度)発表。
 降灰予報 (詳細)	予想される降灰範囲や降灰量(市町村単位)、降灰開始時間につ
	いて、噴火後(20分から30分程度)に発表。
	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知
	らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表。
	臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、
	臨時の発表であることを明示して発表。
火山現象に関	・火山の状況に関する解説情報
する情報等	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめ
	たもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。
	• 火山活動解説資料
	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとり
	まとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。

	• 週間火山概況		
	過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、		
	毎週金曜日に発表。		
	• 月間火山概況		
	前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの		
	で、毎月上旬に発表。		
	・噴火に関する火山観測報		
	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに		
	表。		
	常時観測火山において、初めて噴火した場合、また、継続的に		
	噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合		
噴火速報	に発表。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、		
	地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」		
	として発表。		

2 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれよ	レベル5	居住地域に重大な被害を及ぼ
又は噴火警報	り火口側	(避難)	す噴火が切迫している状態と 予想される場合
		レベル4	居住地域に重大な被害を及ぼ
		(避難準備)	す噴火が発生する可能性が高
		(XELXIL—VIII)	まってきていると予想される
			場合
噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近	レベル3	居住地域の近くまで重大な影
又は火口周辺警報	くまでの広い範囲の	(入山規制)	響を及ぼす噴火が発生すると
) (10) (11) (10) (10) (10) (10) (10) (10	火口周辺	() (III)	予想される場合
	火口から少し離れた	レベル2	火口周辺に影響を及ぼす噴火が
	所までの火口周辺	(火口周辺規制)	発生すると予想される場合
噴火予報	火口内等	レベル1	予想される火山現象の状況が
		(活火山であるこ	静穏である場合、その他火口周
		とに留意)	辺等においても影響を及ぼす
			おそれがない場合

注)※1 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて警戒を必要とする対象範囲と住民等の対応を5段階に区分して発表する指標である。

^{※2} 噴火警戒レベルの詳細は、火山ごとに作成される。

3 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準	
噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれ	居住地域厳重警戒	居住地域に重大な被害を及	
又は噴火警報	より火口側		ぼす噴火が発生する可能性	
			が高まっていると予想され	
			る場合。	
噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域	入山危険	居住地域の近くまで重大な	
又は火口周辺警報	近くまでの広い範		影響を及ぼす噴火が発生す	
	囲の火口周辺		ると予想される場合	
	火口から少し離れ	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす噴	
	た所までの火口周		火が発生すると予想される	
	辺		場合。	
噴火予報	火口内等	活火山であること	予想される火山現象の状況	
		に留意	が静穏である場合、その他 火口周辺等においても影響 を及ぼすおそれがない場合	

4 国、県、市町村及び関係機関等は、火山情報及び気象予警報等並びに火山活動に関する異常 現象について、迅速かつ確実に収集・伝達するシステムを構築するとともに、住民等への広報 についても伝達体制の整備を図る。 5 周辺市町村は、住民等が火山活動に関する異常現象を発見した場合には、発見者から市、県 及び盛岡地方気象台等に迅速かつ的確に通報するよう、周知徹底する。

	異常現象の内容				
(1) 噴火現象	噴火(噴石、火砕流、火災サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等)及び				
	これに伴う降灰等				
	ア 火山地域での地震の群発				
(2) 噴火以外の異常 現象	イ 火山地域での鳴動の発生				
	ウ 火山地域での顕著な地形変化(山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等)				
	エ 噴気、噴煙の顕著な異常現象(噴気孔、火孔の新生拡大、移動、				
	噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化)				
	オ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化(湧泉の新生、渇量、味、臭、				
	色、濁度、温度の異常変化等)				
	カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそ				
	れに伴う草木の立ち枯れ等				
	キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化(量、濁度、臭、色の				
	変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等)				

6 町は、火山情報、避難勧告・指示等を、迅速かつ的確に地域住民等に伝達するため、放送施設を整備する。

第5 避難体制の整備

- 1 町は、火山活動による噴火、降灰(礫)、溶岩流、有毒ガス、泥(土石)流、火砕流及び地 殻変動など予想される火山災害を踏まえ、実態に即した避難場所、避難施設等の整備を図る。
- 2 町は、人命の安全確保を第一義とし、時間的余裕をもって避難の勧告・指示を行うことができるよう、その伝達体制の整備を図る。
- 3 町は、高齢者、障がい者など、自力で避難することが困難な者の避難を考慮して、関係機関等の協力を得ながら、避難誘導体制の整備を図る。
- 4 町は、関係機関と協議して、火山活動の状況に応じた登山規制、立入規制等の措置を迅速かつ的確に実施する体制を整備する。
- 5 国、県及び町は、学識者・専門家等の協力を得て、火山活動に伴い発生する恐れがある火山 災害要因毎の予想危険区域や避難場所等を示した防災マップを作成し、防災対策及び住民避難 対策に活用する。

第6 防災知識の普及等

- 1 町は、火山活動に係る異常現象を発見した場合の通報、噴火等の火山災害や異常現象の発生時の対応等について、地域住民に周知徹底し、防災意識の高揚を図る。
- 2 町は、県、防災関係機関、地域住民等の参加協力を得て、必要に応じ、実態に即した避難訓練等を実施する。

第19節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 火災の発生を防止及び地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は延焼の 拡大を防止するため、防火思想の普及を図るとともに、出火防止対策等の推進及び初期消火 の徹底等を図る。
- 2 消防力の充実強化を図るため、消防施設の整備等を推進する。

第2 火災予防体制の確立

- 1 火災予防の徹底
- (1) 町は、消防署及び消防団と連携し、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配付、その他火災予防週間中における 車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- (2) 町は、消防署及び消防団と連携し、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器(火災警報器)、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

1340114	すり成直及いこれり研究すり状況(*ガにラ(*で、相等り)版及及い自及者先を囚る
対 象	指導內容
	① すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災の
	恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等について、知識の普及を図る。
	② 火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を実施し、出火防止に関
	する適切な指導を行う。
一般家庭	アー火気使用設備の取扱方法
	イ 消火器の設置及び取扱方法
	ウ 住宅用火災警報器の設置及び取扱方法
	③ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防
	止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
	予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、
	関係者に対する防火思想の普及を図る。
	① 災害発生時における応急措置要領の作成
職場	② 消防用設備等の点検及び取扱方法の徹底
	③ 避難・誘導体制の確立
	④ 終業後における火気点検の励行
	⑤ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火訓練及び民間防火組織の育成

火災発生時において、消防機関の活動とともに、地域住民が初期消火活動等を行えるよう、 防火訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。 (1) 防火訓練の実施

住民参加による地域ぐるみの防火訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及 を図る。

- (2) 民間防火組織の育成
 - ① 婦人消防協力隊等の育成 家庭における防火思想の普及を図るため、婦人を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。
 - ② 幼年少年消防クラブの育成 幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブの育成に努める。
- 3 予防査察の強化
- (1) 防火対象物の予防査察を年間計画等により、定期的に実施する。
- (2) 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物については、定期査察のほか、随時に特別査察を行う。
- 4 防火対象物の防火管理体制の推進

多数の者が出入する防火対象物については、次の事項を指導し、当該対象物の防火管理体制の確立を図る。

- (1) 防火管理者の選任
- (2) 消防計画の作成
- (3) 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
- (4) 消防用設備等の点検整備
- (5) 火気の使用又は取扱方法
- (6) 消防用設備等の設置
- 5 危険物等の保安確保指導
- (1) 石油類
 - ① 危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設の立入検査を実施 し、当該施設の位置、構造、設備及び管理の状況が法令に定める技術上の基準に適合し、 安全に維持管理管するよう指導する。
 - ② 危険物施設の所有者、管理者又は、占有者に対し、定期的な点検を励行させ、災害発生の防止に努めるよう指導する。
- (2) 化学薬品

医療機関、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃及び他の薬品との 混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第3 消防力の充実強化

大火災等に対処するため、消防力の充実強化を図る。

1 総合的な消防計画の策定

消火活動に万全を期するため、次の事項を掲げた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、
火日言的印画	活動要領の基準等を定める。
 火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団
八次書房司圖	員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
 危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生す
危険区域の外外的でより回	れば拡大が予想される地域について定める。
	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延
特殊建築物の防ぎょ計画	焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物、地下街等について
	定める。
 危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵
) は疾物が別さま計画	する建物、場所等について定める。
	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機
ガス事故対策計画	関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定
	める。

2 消防施設の整備

(1) 消防車両の整備

① 特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

- ② 消防ポンプ車及び可搬式小型動力ポンプの整備 火災時の効率的な消火を確保するため、消防ポンプ車・可搬式小型動力ポンプを計画 的に整備する。
- ③ 救助用資機材の整備 人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。
- (2) 消防水利の確保

消火栓及び防火水槽を計画的に整備する。

(3) 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時に防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの場外離着陸場その他 ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第20節 林野火災予防計画

第1 基本方針

林野火災の発生を防止するため、林野火災の予防思想の高揚を図るとともに、林野火災出 火防止対策を推進する。

第2 林野火災防止対策の推進

1 林野火災の防止体制

町は、各防災関係機関及び団体との連絡調査を行い、地域の実情に即した林野火災防止対策の推進を図る。

[資料編 2-20-1 金ケ崎町火入条例]

[資料編 2-20-2 奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例]

- 2 林野火災予防思想の普及
- (1) 山火事防止運動期間を中心に、次に掲げる事項を重点として予防運動を実施する。
 - ① 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止
 - ② 強風時及び乾燥時のたき火及び火入れの禁止
 - ③ たき火及びたばこの投げ捨て禁止
 - ④ 車からのたばこの投げ捨て禁止
 - ⑤ 火入れ許可の遵守
 - ⑥ 子供会行事等を通じた防火指導
- (2) ハイカー等の一般入山者、森林所有者、作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。
 - ① 横断幕、ポスター等の掲示
 - ② 広報紙等に掲載
 - ③ 広報車などによる巡回広報
 - ④ 子供会行事等を通じた防火指導
- 3 予防及び初期消火体制
- (1) 防災関係機関等は、ジェットシューター、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材の整備を図る。
- (2) 防火帯等を設置する。
- 4 組織の強化
- (1) 地域の実情に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練等を実施するなど、林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。
- (2) 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努める

5 各防災関係機関別の実施事項

機	5	実 施 事 項
	(林野火災防止に関する打合せ会の開催
	(県の広報活動に対する協力、町広報活動及び防火思想の周知徹底
	(林野火災予防組織の育成強化
町	(火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底
	(火災警報発令時の巡視強化
	(初期消火資機材の整備
	(火入れに関する条例の住民への周知徹底
消防機関	(火災警報等の警報伝達及び巡視警戒
1月以八及(大)	(たき火及び火入れの把握と現場監督者等の指導
盛岡地方気象	台	強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周
鱼间地刀 X(家		徹底
	(暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対す
		る出火防止広報資材の配備
南部森林管理	署 (職員によるパトロールの実施
	(防火線、防火林及び防火用施設の設置並びに資機材の整備
	(林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
	(火入れの許可・指導事項の尊守
	(暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知
		徹底
	(林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底
林業団体等	(一般入山者に対する防火思想の普及啓発
	(林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行
	(作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置
	(作業小屋周辺の防火帯の設置
	(火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	(火入れの許可・指示事項の尊守
	(火災警報発令時における火気厳禁の周知徹底
		広報車等を利用した、農家に対する防災意識の啓発
その他の機関等		関係職員等に対する防火思想の普及啓発
		林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第21節 農業災害予防計画

第1 基本方針

災害による農作物及び畜産物等の被害を最小限に防止するため、気象の長期予報、警報及び火山情報等の迅速な伝達を図るとともに、予防技術対策の充実及び普及を進める。また、 農地及び集落の防災対策の実施を推進する。

第2 予防対策

1 予防対策

災害による農作物及び畜産物等の被害を最小限に防止することに重点をおき、次の対策を 実施する。

実施する。			
冷害防止対策	(1) 耐冷性品種の普及		
	(2) 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置及び作期策定の適正化		
	(3) 育苗技術、適正な水管理等の指導の徹底		
	(4) 長期予報の伝達の徹底		
	(1) 低温注意報、霜注意報等の早期伝達		
	(2) 樹園地における燃料等の燃焼、防霜ファンの活用、散水の準備と励		
凍霜害防止対策	行		
	(3) 施設園芸における保温対策の励行		
	(1) 水稲の品質向上及び麦の穂発芽対策のための乾燥施設の利用		
水·雨害防止対策	(2) 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防		
	除及び家畜の伝染病の予防		
	(1) 水源(ダム、水利施設)の確保		
干害防止対策	(2) 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備		
	(3) 畑地かんがい施設の利用		
	(1) 防風林及び暴風網の設置		
	(2) 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施		
風害防止対策	(3) 樹園地における枝折れ防止対策(支柱の準備等)		
	(4) 落果防止のための薬剤散布		
	(5) 畑地かんがい施設の利用		
	(1) 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布(積雪前)		
	(2) 消雪の促進		
雪害防止対策	(3) 牛乳、飼料等の輸送路の確保		
	(4) 樹園地における枝折れ防止(支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起こし等)		
	(5) 牧草の雪害防止のため、秋まき牧草の適期播種の励行		
	(6) 施設園芸等ハウスの倒伏防止のための補強及び除雪の励行		
病害虫発生予防	県病害虫防除所からの病害虫発生予察情報の早期収集		

2 異常気象等対策

突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた災害防止対策を講じる。

- (1) 生鮮食品の輸送力の確保
- (2) 異常気象による病害虫の発生に備えた防除施設及び設備の整備
- (3) 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- (4) 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第22節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関等

1 実施機関

実 施 機 関	担当業務		
町	(1) 防災ボランティア活動の普及啓発 (2) 防災ボランティアの受入体制の整備		
町社会福祉協議会	(1) 防災ボランティア活動の普及啓発(2) 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成		
日本赤十字社岩手県支部金ケ崎分区	防災ボランティア活動の普及啓発		

2 町本部の担当

部	課	担当業務		
防災部	生活環境課	自主防災組織及び防火クラブ等が行う活動内容の調整、協議		
民生部	保健福祉センター	(1) 防災ボランティア活動の普及啓発の支援(2) 防災ボランティアの受入体制の支援(3) 町社会福祉協議会・日本赤十字社岩手県支部金ケ崎分区 等との連携		

第3 実施要領

- 1 防災ボランティア・リーダー等の養成
- (1) 町は、町社会福祉協議会等が行う防災ボランティア活動の普及啓発を支援する。
- (2) 町社会福祉協議会は、日本赤十字社岩手県支部金ケ崎分区と連携して、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座などの養成研修を受講者の地域割に考慮して行う。
- (3) 町は町社会福祉協議会を通じて研修修了者に対し、適宣、次の情報の提供を行う。

- 地域事情に関すること。
- ② 要配慮者の状況
- ③ 要配慮者に対する心構え
- ④ 避難所の状況
- ⑤ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等
- 2 防災ボランティアの登録
- (1) 町社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部金ケ崎分区は、あらかじめ、災害時に おいて防災ボランティア活動に参加する意志を持つ個人及び団体の登録を行う。
- (2) 防災ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。
- 3 防災ボランティア受入体制の整備
- (1) 町は、日本赤十字社岩手県支部金ケ崎分区、町社会福祉協議会、その他の団体等ととも に、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。
- (2) 町は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入 体制を整備する。
- ① 防災ボランティアの受入担当課
- ② 防災ボランティアに提供する情報
- ③ 防災ボランティアに提供する装備、資機材 ④ 防災ボランティアの宿泊する施設
- ⑤ 防災ボランティアとの連絡調整の方法 ⑥ その他必要な事項
- (3) 町は、町社会福祉協議会等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷もしくは疾病に かかり、又は、障がいの状態となったものに補償を行う「ボランティア活動保険」への加 入について配慮する。
- 4 関係団体等の協力

町は、あらかじめ、次の団体等と災害時における防災活動への協力方法等について協議す る。

- (1) 女性団体 (2) 自主防災組織 (3) 自治会等

第23節 事業継続対策計画

第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 町及び関係団体は、企業等の防災力向上の促進に努める。
- 3 町は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

第2 事業継続計画の策定

- 1 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画 (BCP) (※) を策定するように努める。
- 2 町及び関係団体は、各企業等における事業継続計画(BCP)の策定に資する情報提供等を進める。
 - ※ 事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)

自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、 中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急 時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

- 3 町は、災害時に重要業務を継続するため、庁舎の耐震化、行政データのバックアップその他の 業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。
- 4 策定する場合は、次の事項を考慮し、事業の早期継続に努める。
 - (1) 災害時において優先して実施すべき業務
 - (2) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - (3) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
 - (4) 電気・水・食料等の確保に関する事項
 - (5) 通信手段の確保に関する事項
 - (6) 行政データのバックアップに関する事項

第3 企業等の防災活動の推進

- 1 企業等は、県及び町との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。
- 2 町は、地域住民の一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
- (1) 企業等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。

(2) 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスを行う。

〔企業の事業復旧に対する BCP 導入効果のイメージ〕

